

簡易な修繕等参加登録制度申請要領

- 1 提出先 富士市役所 財政部 契約検査課
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
電話 (0545) 55-2727 (直通)
- 2 受付期間 随時 (毎月20日までの受付分が、翌月からの登録となります。)
- 3 申請資格
 - (1) 富士市内に主たる事務所を置く者。
(建設業法に基づく許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。)
 - (2) 登録しようとする月の初日において登録をしようとする業種を引き続き2年以上営んでいる者。
 - (3) 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格に基づく資格の認定がされていない者。
- 4 提出方法 下記の提出書類を、**郵送又は持参**で提出すること。
- 5 定期審査 3年に一度定期審査を行います。
- 6 その他
 - (1) この申請は、富士市で発注する簡易な修繕等に通用します。
受付は財政部契約検査課以外では行いません。
 - (2) 申請書提出後の注意事項
所在地、名称、使用印鑑、電話番号等の変更があった場合は、速やかに変更届等を提出すること。
 - (3) 「簡易な修繕等参加登録者名簿」は公開情報の扱いとなりますのでご了承ください。
→富士市ウェブサイト (くらしと市政 > 産業・事業者 > 入札参加登録)

No.	提出書類	説明
1	簡易な修繕等参加登録申請書 ※1	富士市独自様式 (富士市ウェブサイトからダウンロード)
2	市税の完納証明書 (写し可) ※2	証明書発行先・・・富士市役所3階収納課 ※各地区まちづくりセンターでは発行できません。
3	営業資格証明書等の写し	資格がないと営業できない業種だけ提出

- ※1 申請書下欄に暴力団排除条例施行に伴う誓約書がありますので、自書または記名押印をお願いします。また、使用印鑑届欄には必ず押印をお願いします。
- ※2 市税の完納証明書発行に必要なものは事前に確認をお願いします。
→富士市ウェブサイト (くらしと市政 > くらし・手続 > 各種証明書 > 各税証明について)